

平成27年上里町教育委員会第4回定例会会議録

上里町教育委員会

平成27年第4回上里町教育委員会定例会 議事日程

日 時 平成27年4月27日(月)午後3時
場 所 上里町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議 事

- (1) 議案第19号 平成27年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- (2) 議案第20号 平成27年度奨学資金貸付選考の意見について
- (3) 議案第21号 上里町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第22号 上里町社会教育指導員の給与・勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第23号 第15採択地区教科用図書採択協議会規約について
- (6) 報 告 事 項 専決第1号 上里町スポーツ推進員の委嘱について
- (7) その他

4 教育長報告

5 その他の事項

次回の教育委員会日程について 日 時 平成 年 月 日() 時 分

6 閉 会

【 休 憩 】

○ 教育委員会報告・連絡会議

平成 27 年第 4 回上里町教育委員会会議録

招集月日	平成 27 年 4 月 27 日 (月)	招集場所	上里町役場教育委員会室	
会議日程	開 会	午後 3 時 00 分	閉 会	
			午後 4 時 15 分	
招集者及び宣告者	委員長 安藤寛和		議 長	
			委員長 安藤寛和	
委員出席状況	教 育 委 員		学校教育課長	○ 谷木 章二
	委員長	○ 安藤寛和	学校教育指導室長	○ 福島 彰
	委員長職務代理者	○ 川浦計男	学校教育課長補佐	○ 間々田由美
	委員	○ 保坂真哉	学校教育指導主事	○ 赤石 貴志
	委員	○ 清 昌道	学校教育指導主事	○ 新津 善彦
	教育長	○ 下山 彰夫	生涯学習課長	○ 金井 孝
	※出席者○印・欠席者×印		郷土資料館長	○ (金井 孝)
			郷土資料館参事	× 丸山 修
会 議 進 行 状 況	1. 開会	委員長	ただ今の出席委員は5名であります。	
			地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に規定する定数に達しております。	
			ただ今より、平成27年4月第4回上里町教育委員会定例会を開会いたします。	
	2. 前回会議録の承認			
		委員長	前回の会議録の承認について、お諮りいたします。	
			承認いただけますでしょうか。	
		教育委員	<異議なし>	
		委員長	前回の会議録は承認されました。関係者は後程、署名をお願いします。	
			<委員長・教育長・会議録調整者署名>	
	3. 議事	委員長	議事に入ります。	
		議案第19号平成27年度要保護及び準要保護児童生徒の認定についての件を議題とします。		
		関係職員(学校教育課、指導室)以外の職員の退席をお願いいたします。		
		<関係職員以外の職員 退席>		
	委員長	事務局より提案並びに提案理由の説明を求めます。		

会 議 進 行 状 況	学校教育課長補佐	議案第19号平成27年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定についてでございます。
		上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第5条に第1項に基づき、別紙のとおり認定するので議決を求めるものでございます。
		提案理由としましては、要保護及び準要保護児童生徒を認定し、学校運営の円滑化を図るため本案を提出するものでございます。
		内容について説明申し上げます。
		<資料に基づき詳細を説明>
		それでは、準要保護児童生徒20件の認定と不認定1件、要保護児童生徒の2件の認定について、よろしくご審議をお願いいたします。
	委員長	はい、ありがとうございました。事務局から説明をいただきました。委員さんから質問等ございましたらよろしくお願いいたします。
	教育委員	<質疑応答>
	委員長	他に質問等はありませんか。
	教育委員	<質疑なし>
	委員長	それでは、議案第19号平成27年度要保護及び準要保護児童生徒の認定についてでございますが、準要保護児童生徒20件の認定と不認定1件、要保護児童生徒の2件の認定について、議決することよろしいでしょうか。
	教育委員	<異議なし>
	委員長	本案は、議決いたします。今後の手続きについては、よろしくお願いいたします。
	委員長	続きまして、議案第20号平成27年度奨学資金貸付選考の

会 議 進 行 状 況		意見についてを議題といたします。事務局に説明をお願いいたします。
	学校教育課長補佐	議案第20号平成27年度奨学資金貸付選考における意見について、平成27年度上里町奨学資金貸付申請について、上里町奨学資金貸付条例第3条の規定により、教育委員会の意見を求めるものであります。提案理由は、上里町長より平成27年度上里町奨学資金について、教育委員会の意見を求められたので、本案を提出するものであります。意見を求める通知については、次のページのとおりでございます。
		今回の貸付申請者については、3ページをご覧いただきたいと思っております。本年度5件の申請がありました。大学生が2名、専門学校生が3名となっています。それぞれにつきまして学校からの推薦調書、所得内容等の審査をいたしました。奨学資金貸付金につきましては、所得基準が1.8となっております。申請のあった方々については、所得基準以下となっておりますので、今回5件の方々については、奨学資金の貸付を行いたいと思っております、
		以上で説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。
	委員長	説明ありましたとおり、今回5名の申請がありました。いずれも、所得基準1.8を下まわっておりますので、申請の奨学資金の貸付対象となるものでございます。ご質問等ありましたらよろしく願いいたします。
	教育委員	<質疑なし>
	委員長	それでは、議案第20号平成27年度奨学資金貸付選考における意見を求められたことについては、5名から提出された上里町奨学資金貸付申請について承認することで決定いたします。
	学校教育課長補佐	ありがとうございました。この後の貸付金につきまして、ご意見を頂戴したいところがありまして、お話をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

会 議 進 行 状 況	委員長	はい、お願いいたします。
	学校教育課長補佐	奨学資金貸付金につきましては、貸付条例施行規則の中に、貸付申請に要する提出資料がございまして、まず貸付申請書、推薦調書というのは現在在学している学校、若しくは卒業した高校の推薦調書をいただいております。6カ月以上里町に居住しているということですので、住民票が必要となっております。現在住民票については、こちらで確認がとれれば省略させていただける状況です。申請書と推薦調書は必ず必要となるものです。今回の貸付金の申請の中において、現在高校を中退してしまって、そのあと、大学検定試験を受け、その試験に合格して大学に行かれたお子さんがいます。その方が新一年生になるので貸付金を借りたいということで申請をしました。施行規則のなかにある推薦調書を作成していただく場所が、直近の高校は中退していますので既に5年を経過してしまっていることと、現在まだ大学にもいっていないので、書いていただくことが出来ない。ただ認定試験を合格したので大学を受ける資格があつて、受けて合格した。この場合に推薦調書に変わるものが何か出来ないのかということで、事務担当としては協議をさせていただいて、在学証明書は、在学することにおいて発行されますが、こういう状況なので、推薦調書に代わるものを、学校に書いていただいて、推薦調書に代えさせていただければと思ひまして相談をさせていただいたものです。
		やはり大学も入ったばかりの人間に対して、貸付金の申請に要するものを作成することは出来ないということでお断りがありました。そうすると、何をもって推薦調書に代えることができるのかということで、ひとつは、大学受験認定試験を受けて受かった合格証書など付けていただいて、推薦調書が作成できない理由を本人に書いていただいて、それをもって、所得基準等を添付した中で教育委員会において判断していただく方法もいかがかなということで、ご本人様には相談したのですけれど、認定調書が手元に無いということで、それはどういうことか分からないのですけれど、試験を受けるときに出してしまうのか。無いということで、今日その話があったので、インターネットで確認したところによると再発行はしてくれるということで、郵送で送ってくれば再発行をしてくれるということなんです。文部省へ確認したところです。
		今後、学校を退いてしまって、今後勉学を志した時に、大学

会		へ行かれる方も出てくる可能性も無いとは言えませんので、その時にこの推薦調書に代わる書類として、推薦調書が提出できない本人の理由書と、認定証書の写しなりを、出していただいて対応するというので、形が整いますのでよろしくお願いいたします。
	委員長	慎重に対応していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
議		<関係職員以外の職員 入席>
	委員長	続きまして、議案第21号上里町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。
進	学校教育課長補佐	議案第21号上里町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について、提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、本案を提出するものである。
		概要でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により教育委員長制度が廃止され、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとなったため、本文中の委員長の用語を教育長に改めるものでございます。併せて用語の整備をするものでございます。
行		内容でございますが、新旧対照表をご覧ください。第2条でございます。見出し中（手続き）の送り仮名を削り（手続）とし、同条第2項中「委員長」を「教育長」に改めるものでございます。第5条につきましては、本文中「委員長」を「教育長」に、「恐れ」を「おそれ」に改めるものでございます。第6条では、本文中「委員長」を「教育長」に改めるものでございます。
		最後に附則でございますが、附則第1項では、この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行日から施行する。
況		附則第2項では、改正法附則第2条1項の場合においては、この規則による改正後の上里町教育委員会傍聴人規則の規定は適用せず、この規則による改正前の上里町教育委員会傍聴人規

会 議 進 行 状 況		則の規定は、なおその効力を有するものとして規定しております。以上で、上里町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則についての提案及び説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
	委員長	説明ありがとうございました。
		上位法である地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴ないまして、上里町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の改正がありましたので主な提案がされました。
		質問等ありませんか。
	教育委員	<質疑なし>
	委員長	それでは、上里町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について原案のとおり議決することによろしいでしょうか。
	教育委員	<異議なし>
	委員長	本案は原案のとおり決定しました。
	委員長	続きまして、議案第22号上里町社会教育指導員の給与・勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。
	生涯学習課長	議案第22号上里町社会教育指導員の給与・勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則についてであります。
		提案理由といたしましては、上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項に基づき上里町社会教育指導員の勤務時間を改めるため本案を提出するものでございます。
		改正内容につきましては、第4条中「週24時間」を「週23時間15分」に改めるものでございます。
		裏面の新旧対照表でございますが、第4条といたしまして、社会教育指導員は、週24時間を下まわらない時数を勤務するものとする。改正後については、週23時間15分を下まわらない時数を勤務するものとする。と改正するものであります。
		これにつきましては、1日8時間計算をしておりましたが、

		日7時間45分計算による3日間の勤務条件になるものでございます。以上で説明とさせていただきます。
	委員長	社会教育指導員については、週3日間で1日8時間勤務となっておりました。それが、1日7時間45分となりましたために週23時間15分になったものでございます。これにつきましては、上里町職員の勤務時間等が変わりますので社会教育指導員の勤務時間が変わるものでございます。
議	委員長	それでは、議案第22号上里町社会教育指導員の給与・勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則について、原案のとおり議決することで決定してよろしいでしょうか。
	教育委員	<異議なし>
進	委員長	本案は議決されました。
	委員長	続きまして、議案第23号第15採択地区教科用図書採択協議会規約についてを議題といたします。学校教育指導室より説明をお願いいたします。
行	学校教育指導室長	議案第23号第15採択地区教科用図書採択協議会規約についてご説明もうしあげます。
		提案理由義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定による協議を行うため、別紙のとおり本案を提出するものであります。
状		これにつきましては、平成28年度に中学校で使用する教科用図書を採択するにあたり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定による協議を行うため、採択協議会の規約の制定の承認をいただきたく提出するものでございます。
		教科書無償法の関係があり、平成27年4月より施行されます。具体的に申し上げますと、教科書無償法の第13条第6項であります。採択地区が2つ以上の市町村の区域を併せた区域であるときは、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めなくてはならないとなっております。

会 議 進 行 状 況		本町が所属しております第15採択地区には、合計4市町の教育委員会で構成されておりますので、この法律改正を受けて、この提案をさせていただいております。なお、本庄市、神川町、美里町におきましても、教育委員会におきまして同じ規約を承認していただくことで、第15採択地区の規約が成立するものであり、各市町におきまして提案がされております。
		第1条では、設置について規定しております。第2条においては、第15採択地区の4つの構成教育委員会を定めております。第3条、第4条では、委員8人をもって組織する。委員の選任について規定しております。第5条では、会長の職務について、第6条では、協議会の庶務についてを規定しております。
		第7条については、会議の招集について、第8条については、会議の運営について規定しております。会議は会長が招集するとなっております。昨年度と同様に2回の会議を想定しております。
		第9条では、教科用教科書の選定の方法を規定しております。
		協議会では、各市町村立小中学校の教員を専門委員として委嘱し、全ての教科用図書において、調査研究と調査結果報告を依頼いたします。さらに、各中学校や埼玉県教育委員会からの調査研究結果も参酌し、教科用図書を選定いたします。それについて、第11条（専門員）、第12条（学校の調査研究）を規定しております。
		また、第10条では、協議会で選定した教科用図書においては、種類や、選定した理由を教育委員会へ通知する。第14条では、議事録と資料の公表をについて、各教育委員会において採択された後、遅滞なく公表することを規定しております。最後になりますが、この規約は、平成27年5月1日から施行になります。
		第4条にございます。上里町教育委員会からの選任については、規約が承認された後提案させていただきます。
		以上で説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきたくお願い申し上げます。
	委員長	説明ありがとうございました。重要な内容でございますけれども、事務局から説明のあったとおり、教科書採択にあたって、4市町で第15採択協議会が構成されているもので、それによって教科書採択を行っていくものでございます。何か質問等ございましたらよろしくお願いたします。

会	清委員	この協議会委員8人というのは、各4市町の教育委員会で2名づつということですか。
	学校教育指導室長	はいそうです。第4条にありますように、1名は各教育委員会教育長ですから、4名はこれで決まっております。2項の関係市町村教育委員会が選出する関係市町教育委員会の委員が各1名となりまして併せて8名になるものであります。
議	委員長	各市町の教育長さんが4名と各教育委員会が今後選ぶ教育委員さん4名となっておりますので了解をお願いいたします。 質問等はございませんか。
	教育委員	<質疑なし>
進	委員長	それでは、議案第23号第15採択地区教科用図書採択協議会規約を制定することについて意見を求めることについては、制定し、議決承認することで決定してよろしいでしょうか。
	教育委員	<異議なし>
行	委員長	本案は原案のとおり承認されました。
	委員長	続いて、報告事項でございますが、専決第1号上里町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
状	生涯学習課長	専決処分の報告について、上里町スポーツ推進員の委嘱について、上里町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので同条第3項の規定によりこれを報告するものでございます。
		理由及び事務処理状況でございますが、上里町スポーツ推進員の任期満了に伴う委嘱について、1名の欠員が生じておりましたが、町の行事遂行上のことから緊急性を要し、かつ、教育委員会を招集する時間がないため、平成27年4月1日上里町教育委員会名でスポーツ推進委員の委嘱を専決処分したものでございます。
況		

会 議 進 行 状 況		<p>スポーツ推進員の定員は15名でございます。その内14名について3月の定例教育委員会に議案としてお諮りいたしました。今回欠員の1名につきましては、4月1日におきまして、上里町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により専決処分をさせていただいたものでございます。</p> <p>専決処分をさせていただきました上里町スポーツ推進員でございますが、任期が平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間でございます。氏名が蔵内歩、25歳、性別は女性でございます。住所は上里町大字神保原町421の12でございます。以上で報告説明とさせていただきます。</p>
	委員長	<p>ありがとうございました。スポーツ推進員が1名欠員であったところ、その後、後任が決定されたということで報告がありました。各委員さんにおかれましては、ご承知いただきたいと思っております。</p>
	教育長	<p>ちなみに蔵内歩さんは空手の有段者であります。兄さんは国体の選手でありました。神保原地区からスポーツ推進員を選ばなくてはならないということで選任をしておりました。なかなか該当者がいなかった状況です。前回の教育委員会以降本人の了承をいただけましたので委嘱をした次第であります。</p>
	委員長	<p>説明ありがとうございました。専決処分の報告については以上で終了いたします。</p>
	委員長	<p>続きまして、議事として他にありますでしょうか。</p>
	学校教育指導室長	<p>議案第23号の第15採択地区教科用教科書採択協議会規約につきましては、ご承認いただきありがとうございました。</p> <p>早速でございますが、第15採択地区教科用図書採択協議会委員の選出についてをお願いしたいものでございます。</p>
	委員長	<p>それでは、議案第24号第15採択地区教科用図書採択協議会委員の選出についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>

会 議 進 行 状 況	学校教育指導室長	議案第24号第15採択地区教科用図書採択協議会委員の選出についてでございます。提案理由といたしましては、第15採択地区教科用図書採択協議会委員を選出したいので本案を提出するものであります。
	委員長	議案第24号として説明をされましたが、教科書採択の関係で、第15採択地区で、教科用図書採択協議会の委員の選出についての議題が出されました。議案第23号では、8名の委員で構成するとなっておりますが、4名については、各市町の教育長にお願いするということで決定しております。残りの4名については、教育委員の中から選出するというごさいました。その委員を選出いていただきたいということでよろしいでしょうか。
	学校教育指導室長	はい。よろしくお願いいたします。
	清委員	新たな教育委員委員長制度が無くなって、新教育長さんになった地区はあるのでしょうか。
	教育長	この児玉郡、本庄市地域ではありません。他の地域ではあります。
	川浦委員	採択協議会委員には、安藤委員長でお願いいたします。
	保坂委員	お願いいたします。
	委員長	他にご意見はございませんか。
	教育委員	<質疑なし>
	委員長	それでは、議案第24号第15採択地区教科用図書採択協議会委員の選出については、上里町教育委員会教育委員である安藤が選出されました。
		僭越ではございますが、私でよろしければ務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会	委員長	続きまして（７）その他についてでございますが、何かありますでしょうか。
		<特にありません>
議	委員長	それでは、（７）その他については終了いたします。
	委員長	続きまして、４教育長報告についてであります。下山教育長よりお願いいたします。
進	教育長	最初に一つ目ではありますが、町村の教育長会議の教育長協議会が４月１５日に嵐山町で開かれました。
		その時の県の教育長のあいさつの中で話が出ましたが、これからの埼玉の教育をどうしていくのか。ということの話をされておりました。要するに、改革の嵐がきます。今以上に激しくなります。一つはICT化とグローバル化の進展です。ICTは、いわゆる情報関係です。特にグローバル化の進展の中で、大きく影響してくるのが、生産人口の減少です。人口減少による生産人口が少なくなると、外から入ってくる人間が増えてくると。
行		いよいよグローバル化が目の前にぶら下がってくるでしょう。
		そういうグローバル化に向けて、子供たちをどう育てたらいいのか、という事が非常に大きな課題となってくる、ということです。その中でいつも言っているのが、自助、共助、公助、この３つの言葉に結びついた教育をしていかななくてはならない。
状		いわゆる自助というのは、知・徳・体といわれる自分の生き方の問題です。
		共助というのは、学び合いの話、公助というのは、社会に対してどう貢献できるか、という社会貢献の度合いをどれだけ子供たちに付けさせてあげられるかということを、埼玉教育を進める中で考えて欲しい。市町村教育委員会にもそれを要請したい。
況		教育委員会では、自助・共助・公助の教育について、学校へどんどん伝えていき、子供たちを育てなくてはならないと考えております。特に、この中の共助と公助、この力を付けなくてはならないと言われております。何故かという、自助、いわゆる知・徳・体は、埼玉県は、全国トップレベルなのだそうです。
		上里町を見てもみると、この自助の部分に課題があると思いま

会 議		す。知・徳・体ですが、特に知の部分を育てなくてはならない。そういう大きな課題があります。
		それから、今年から、新しい県の学力学習状況調査が、小学校4年生以上を対象にして国語と数学、中学校は英語が4月16日に実施されました。
		これは、なぜ4年生以上かという、経年変化、一人一人の学力を追跡しようということです。テストの形式も、今までのテストですと全員が同じ問題でしたが、今回の県の学力テストは、一つのクラスの中で3パターンのテストをしています。隣の子供と違うテストをしている訳です。
	清委員	これは、選択制ですか。
	教育長	選択制では無くて決められているものです。
		要するに、一つのペーパーだけで、同じ問題だけだと、それだけの学力になるのではないですか。そうでは無くて、色々な知力を求めるため、傾向の違う問題を出していこうということです。それを行うことによって、一人一人を追跡していこうという話です。
		7月の始め頃には荒結果がでてきます。かなりシビアな求めがでてくるのではないかと思います。
		もう一つは、教員が研究した内容を共有して欲しいということです。財産の共有化といったらいいのでしょうか、一人一人の教員は一生懸命研究していますが、研究したことが、隣の教員に波及されていない。学校の中で活かされていない。町の中で活かされていない。
		極端なことを言えば、県の中で活かされていないのではないかと。
		一人の研究が一人のもので終わっている。それを共有化することによって、さらに発展させることができるのではないかと。
進 行 状 況		極端なことを言いますと、授業をするのに指導案をつくる。すばらしい指導案を一人の教員が作ったとしても、それがゴミ箱に捨てられているのですよという話なんです。
		そのところで、よい指導案があれば、良い指導案を使って、自分なりにさらに変えていく、自分の指導案に加えていくことによって、さらに発展します。そういうシステムを県も作りま

会		すので、市町村も作ってくださいというような話がありました。
		これは、まさに上里町が行っている大学との連携した授業、指導力を高めるための研修の中で、沢山の指導案が書かれている。
		その沢山の指導案が、その年度で、その人のもので終わるのでは無く、共通のものとして使われるようになればいいなど思い、一応資料化はしてもらっています。それを今度はどう使ってもらおうか。どう学校へ求めて行こうかと思っているところでございます。
議		もう一つは、学校の文化の創造という言葉を使っておりました。その学校文化とはどういう文化なのか、一人一人の良さを活かす学び合いを身につけさせていくこと。こういうことによって、学校文化を創造させてくださいということです。
		これもかなり色々な意味で教員に、あるいは学校に発信していかなくてはならないということだと考えております。まずは、教員が、あるいは学校が、自分の学校の自慢できるものを何か作ろうという話をして、第1回目の校長会の折に、学校 PR 展をしようという提案をさせていただきました。自分の学校を PR、地域や保護者に対して、うちの学校はこういうことが自慢できる。
		こんなことに頑張っている。というようなことを、一枚・二枚の模造紙程度にまとめて発信しようという話をしております。
進		その機会がきましたら是非見ていただいて、ご批判、ご指導していただければ大変ありがたいなと思っております。
		4月17日に北部地区の教育長会がありまして、組織改正について話がありました。
		県の教育委員会が組織改正をしておりまして、その情報が出されました。スポーツ振興課という部署が教育委員会にありましたが、知事部局へ移動しましたということです。
行		何をするかという、若い子供たちのスポーツを高めようということで、養成をいたしますということです。女子マラソンがさいたま市で開かれます。今度計画しています。ラグビーのワールドカップが熊谷会場で開かれます。それらを所管するもので、教育委員会では、重すぎるということで、知事直属の県民生活部に移管した。
		それから浦和の県立図書館が閉館になりました。熊谷と久喜の2館体制になりました。今後は熊谷が中心の県立図書館体制になるのではないかと考えております。教育総務部に魅力ある高校づくり
状		
況		

会 議 進 行 状 況		課というのが出来ました。
		スポーツ振興課が知事部局に移ったために、隙間ができたのでしょうか、新しい課を設置したようでございます。
		以上で報告とさせていただきます。
	委員長	ありがとうございました。教育長さんから、教育長会におきまして、県の関根教育長さんより、県の教育行政についてお話をくださったということです。何か質問等ございましたら、よろしく願いいたします。
	川浦委員	学力調査のことで、たとえば現在4年生で、A、B、Cさんがいて、Aの問題をした子供が、5年生になってまた同じ問題を行うのですか。
	教育長	5年生でも3パターン、6年生でも3パターン、中学生になっても3パターンです。国の言っているA問題、B問題ということではないです。
		国の行っている学習調査は、A問題があつて、B問題がある。基本的な問題と、応用問題がありました。そういうパターンではではなくて、同じ傾向問題を3つ作ったものです。
	川浦委員	たとえば、町内小学校の4年生が3パターンの内一つを受ける訳ですね。受けた子供は、次の5年生になった時に、その系統の問題をまた受けるということになるのですか。
		問題は比較するのですよね、4、5、6年生と受けることによってどの位点数が伸びてきたか見てくる訳ですよね。
	赤石指導主事	はい、その中には、4年生で行った問題の中にも、5年生に比較できるような問題もあるということで、系統的にみられる問題もあるということです。
川浦委員	たとえばA問題で50点しか取れなかった児童が、5年生になって、また同じ問題を受けて100点になったのならば効果が分るのだけれど、また5年生になってちがう問題を受けたのなら、また50%しか取れないということであれば、効果をどうやって計っていくのでしょうか。	

会	赤石指導主事	たとえば、面積の問題とか、4年生で習った問題を、5年生では、違う面積の問題を解くことによって、習熟度が比較でき、定着度が分ってくるということです。
	委員長	算数でいうと、4年生で習った図形の練習とか、5年生、6年生になると、同じ図形の領域なのだけれど、レベルが違う訳で、同じ問題だと言ってはいても、学年進行によって成績が変化してきます。
	川浦委員	たとえば、4年生で50%、5年生になって50%、6年生なっても50%であったらその児童はどう評価されるのですか。
議	赤石指導主事	その児童によってその領域は苦手であったり、改善されたりとか、個別に分ってきますので、一人一人がどのように伸びてきたかどうかが分るようになります。
	教育長	いわゆる、総点数で比較する訳ではないですね。
進	川浦委員	グループ分けしているのですよね。
	教育長	テスト問題のグループ分けであって、受ける子どものグループ分けではないですね。
行		受ける問題がグループ分けされているということです。
		同じ面積の問題でも、たとえば正方形の面積があるとして、辺の長さを変えてみてという話ですね。
		要するに、隣の子供と同じ問題ではないですね。領域は同じですけど、Aの問題は、Bの問題より易しいということではないです。
状	川浦委員	分けた意味が解らないですね。
	教育長	分けた意味は、1回で作って3年使える問題ですねということです。
況	赤石指導主事	問題が3種類のパターンがあることによって、今までは決ま

会議 進 行 状 況		った範囲でしか出せなかった問題が、より広く出題できますし、 A、B、C で必ず出る問題があります。この問題は A、B 一緒の 問題、B、C 一緒というように共通問題を比較していけば良い と思います。領域の同じ共通問題などある訳ですね。4年生5 年生でより比較できるかなと思います。
	教育長	要するに、4年生の時にはこれしかできなかったものが、1 年間勉強することによって、その割合が伸びた。そういうこと は、3年生の学習の定着度よりも、4年生になってからの定着 度の方が、5年生になってからの点数が伸びているということ が、この A 君は頑張ったのですね。ということですね。
		それが、4年生のとき定着があったのに、5年生の時は下が ってしまった。それはどこに原因があるのか、下がった原因が 見つかり、その子供にこういう手だてを打てば、その子供を 元に戻すことが出来るだろうという話ですね。そういう一人一 人の A 君、B 君、C 君を追跡できるようにはなっている。個別 的に指導ができるものですね。
		それと、教室の流れがわかる。一番シビアなのは指導者です。 指導者の指導がどれだけ、学年の子供たちの力を付けられた かどうかが見えてしまう。今まで出来たのが、学年が変わった ら下がってしまった。そこに問題があるのではないかと。
	川浦委員	そこでは、先生が変わってしまったという原因が一つ考えら れるのですね。
	教育長	そうです。クラス替えがあり仲間も変わった。そういう中で も原因がつかめるし、それではどうしたらいいのかという、そ んなことを県では考えている。
	川浦委員	難しいことですね。
	教育長	難しいことです。単に A の問題が何点で、次のときも何点で すというだけでは絶対出てこない、相当これは比較し、調査し ていかないといけないです。
	委員長	それを実践していくため。先ほど教育長が言っていた教員の

会 議 進 行 状 況		指導力が当然求められてくるものですね。
		学校教育を推進していく上では、学校文化の創造ですとか、重要なことを教育長さんに話をさせていただきました。
		重要な議題ですので、是非とも指導室も頑張っていたきたいと思います。
		教育長報告についてはこれで終了してよろしいでしょうか。
	教育委員	<結構です。>
	委員長	それでは、4教育長報告について終了いたします。
	委員長	続きまして、5その他の事項ですが、何かございますか。
	事務局	<特にありません。>
	委員長	それでは、無いようですので5その他の事項については終了いたします。
		次回の教育委員会は5月28日午後3時といたします。
		午後4時15分閉会
		平成27年4月27日
		会議録署名委員（委員長）
		会議録署名委員（教育長）
		会議録調整者（学校教育課長）

会 議 進 行 状 況		

会 議 進 行 状 況		